

特別養護老人ホーム桑寿園

重要事項説明書

(青森県指定事業所番号 0272100421号)

特別養護老人ホーム桑寿園（以下、「桑寿園」という）はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご案内いたします。

園のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護3」・「要介護4」・「要介護5」の認定をされた方が対象となります。

1. 施設経営法人

(1) 法人名	社会福祉法人 柏友会
(2) 法人所在地	青森県つがる市柏桑野木田若宮 255 番地 1
(3) 電話番号	0173-25-2115
(4) 代表名氏名	理事長 成田英世
(5) 設立年月日	平成 5年 7月 15日

2. ご利用施設

(1) 施設の種類

指定介護老人福祉施設

(2) 施設の目的

桑寿園は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 桑寿園

(4) 施設の所在地 青森県つがる市柏桑野木田若宮 255 番地 1

(5) 電話番号 0173-25-2115

(6) 施設長氏名 成田 房子

(7) 桑寿園の運営方針

- ①施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う。そのことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指す。
- ②入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスを提供するよう努める。
- ③明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(8) 開設年月日 平成6年4月1日

(9) 利用定員 70人

3. 居室の概要

桑寿園では以下の居室・設備をご用意しています

居室(多床室)	室 数	設 備	設 備
1人部屋 (14.4m ²)	8室	静養室 (18m ²)	一般浴室 (34.8m ²)
2人部屋 (21m ²)	1室	医務室 (24m ²)	特殊浴槽室 (20m ²)
4人部屋 (36m ²)	10室	看護師室 (18m ²)	食堂 (191.40m ²)
合 計	39室	相談室 (24.46m ²)	機能訓練室 (40m ²)
居室(従来型個室)	室 数	設 備	設 備
1人部屋 (12.1m ²)	20室	相談室 (12.1m ²)	デイルーム (32.4m ²)
合 計	20室	特殊浴槽室 (14.5m ²)	

4. 職員の配置状況

桑寿園では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

令和4年10月現在〔単位：名〕

職 種	資 格	常 勤	非 常	業 務 内 容
管 理 者	社会福祉士	1名		従事者及び業務の管理
介護職員	介護福祉士 実務者研修	18名 1名	1名	入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話

	ヘルパー2級 無し	1名 4名	1名 3名	
生活相談員	社会福祉士 介護福祉士	1名 1名		日常生活相談・処遇の企画
看護職員	正看護師 准看護師	1名 2名	3名	保健衛生並びに看護業務
機能訓練指導員	針きゅう師・ マッサージ師	1名		機能を改善し、減退を防止
介護支援専門員	介護支援専門員	3名		介護計画の作成と指導
医師			2名	健康管理及び療養指導
栄養士	管理栄養士 栄養士	1名 1名		献立作成、栄養指導
調理員	調理師 無し	3名 3名		調理
事務員		3名	1名	事務全般

5. 提供するサービスと利用料金

桑寿園が提供するサービスについては、次の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第3条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割(～7割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ① 食事；桑寿園では、栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
(食事時間) 朝食：7:30～ 昼食：12:00～ 夕食：17:30～
- ② 入浴；入浴又は清拭を週2回行います
- ③ 排泄；排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④ 機能訓練；機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 健康管理；医師や看護職員が、健康管理を行います。

〈サービスの利用料金〉

(契約書第7条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支

払い下さい。

<基本施設サービス費(従来型個室・多床室)>

※R6.4 改正

ご利用者の 要介護度	単位	1日当たりの負担金		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護 1	589単位/日	589円	1,178円	1,767円
要介護 2	659単位/日	659円	1,318円	1,977円
要介護 3	732単位/日	732円	1,464円	2,196円
要介護 4	802単位/日	802円	1,604円	2,406円
要介護 5	871単位/日	871円	1,742円	2,613円

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

1日当たりの利用料金[単位×10]

加算名	単位数	利用料金 (×10.00円)	自己負担額		
			1割	2割	3割
日常生活継続支援加算	36単位/日	360円	36円	72円	108円
看護体制加算 (I)	4単位/日	40円	4円	8円	12円
個別機能訓練加算 (I)	12単位/日	120円	12円	24円	36円
個別機能訓練加算 (II)	20単位/月	200円	20円	40円	60円
個別機能訓練加算 (III)	20単位/月	200円	20円	40円	60円
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	1,200円	120円	240円	360円
夜勤職員配置加算 (I) イ	13単位/日	130円	13円	26円	39円
外泊時費用加算	246円/日	2,460円	246円	492円	738円
居宅サービスを利用した時	560円/日	5,600円	560円	1,120円	1,680円
初期加算	30単位/日	300円	30円	60円	90円
退所時栄養情報連携加算	70単位/月	700円	70円	140円	210円
再入所時栄養連携加算	200単位/回	2,000円	200円	400円	600円
退所前訪問相談援助加算	460単位/日	4,600円	460円	920円	1,380円
退所後訪問相談援助加算	460単位/日	4,600円	460円	920円	1,380円
退所時相談援助加算	400単位/日	4,000円	400円	800円	1,200円
退所前連携加算	500単位/日	5,000円	500円	1,000円	1,500円
栄養マネジメント強化加算	11単位/日	110円	11円	22円	33円
経口移行加算	28単位/日	280円	28円	56円	84円

経口維持加算（Ⅰ）	400単位/月	4,000円	400円	800円	1,200円
経口維持加算（Ⅱ）	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90単位/月	900円	90円	180円	270円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110単位/月	1,100円	110円	220円	330円
療養食加算	6単位/回	60円	6円	12円	18円
看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日	720円	72円	144円	216円
看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	1,440円	144円	288円	432円
看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日前日及び前々日	680単位/日	6,800円	680円	1,360円	2,040円
看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日	1,280単位/日	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円
在宅復帰支援機能加算	10単位/日	100円	10円	20円	30円
在宅・入所相互利用加算	40単位/日	400円	40円	80円	120円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位/日	40円	4円	8円	12円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	2,000円	200円	400円	600円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50単位/月	500円	50円	100円	150円
安全対策体制加算	20単位/回	200円	20円	40円	60円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）				14.0%	

〈居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)〉

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

■ 令和6年8月1日から (日額)

対象者	区分 利用者負担	居住費		食費
		多床室	従来型個室	
世帯全員 が	生活保護受給のかた	1段階	0円	380円
	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給のかた			
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以 下の方	2段階	430円	480円
	非課税かつ本人年金収入	3段階	430円	880円
				650円

	等が80万円超120万円以下	①			
	非課税かつ本人年金収入等が120万円超	③ 段階 ②	430円	880円	1,360円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		4段階	915円	1,231円	1,445円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条関係）

以下のサービスは、ご利用料金の全額がご契約者の負担となります。
(サービスの概要とご利用料金)

○実費請求分

- 1) 特別な食事 2) レクリエーション、クラブ活動費用
- 3) 理容 4) インフルエンザ予防接種費用等
- 5) ドライクリーニング費用
- 6) 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費をご負担いただきます。ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

- 7) ご利用者の移送に係る費用及び距離

ご利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。ただし、市外遠方の病院への通院や入院時にはご家族の付き添い、介護タクシー等をお願いする場合があります。

○日常生活費（預り金管理出納料他） 200円/日

各種支払い、出納簿作成、本人家族への連絡確認、買い物代行等を行います。

(3) ご利用料金のお支払い方法 （契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の指定日までに下記の方法でお支払い下さい（1ヶ月に満たない期間のサービスに対するご利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）

1. 金融機関口座からの自動引き落としによる
2. 指定金融機関への振り込み
3. 施設窓口でのお支払い

(4) 緊急時の対応方法について

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族等へ連絡いたします。

主治医

医療機関の名称	医療法人 俊栄会 川崎胃腸科内科医院
所 在 地	五所川原市敷島町5 6 電話0173-34-3330
診 療 科	内科

6. 施設を退所いただく場合

桑寿園との契約では、契約が終了する期日は特に定めていませんが、以下のような事由があった場合には、桑寿園との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②桑寿園が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④桑寿園が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご利用者から退所の申し出があった場合
 - 1) 桑寿園から退所の申し出を行った場合

(1) ご利用者からの退所の申し出 (契約書第17条、参照)

(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、ご利用者から桑寿園の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに申し出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、桑寿園を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②桑寿園の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合
- ④桑寿園もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤桑寿園もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥桑寿園もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不诚信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、桑寿園が適切な対応をとらない場合

(2) 桑寿園からの申し出により退所して頂く場合（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、桑寿園から退所いただく場合があります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者によるサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により桑寿園又はサービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者が連続して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合（契約書第21条参照）
- ⑤ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

桑寿園をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、7日間以内の短期入院の場合

7日間以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。但し、入院期間中は、外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

7日以上入院された場合には、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合で、医療的処置を要さずに退院された場合には、再び桑寿園に優先的に入所できるよう努めます。また、桑寿園が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。

(3) 円滑な退所のための援助 (契約書第20条参照)

ご利用者が桑寿園を退所する場合には、利用者の希望により桑寿園はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人等について

(1) 桑寿園では契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。

(2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。

(3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。

- イ) 利用契約が終了した後、桑寿園に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担
- ロ) 民法458条の2に定める連帯保証人

8. 苦情の受付について

(1) 桑寿園における苦情の受付

桑寿園における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） [生活相談員] 伊藤伸哉
- 苦情解決責任者 [園長] 成田房子
- 第三者委員 社会福祉法人柏友会監事
(電話番号) 0173-25-2115

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
(電話番号) 0173-25-2115

※苦情受付ボックスを桑寿園の玄関に設置しています。

(2) その他苦情受付機関

青森県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談窓口

- 所 在 地 青森市新町2丁目4-1 青森県共同ビル3F
- 受付時間 9:00～16:00
(電話番号) 017-723-1301

つがる市役所 介護保険係

- 所 在 地 つがる市木造若緑61番地1

○受付時間 8：30～16：45

○電話番号 0173-42-2111

青森県社会福祉協議会（運営適正化委員会）

○所 在 地 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F

○受付時間 9：00～17：00

○電話番号 017-731-3039

つがる西北五地域ふくしオンブズマンネットワーク 事務局 鶴松園

○所 在 地 北津軽郡鶴田町大字廻堰野尻146-1

○受付時間 8：30～16：45

○電話番号 0173-22-6633

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 1階建て

(2) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています

[短期入所生活介護（特別養護老人ホーム桑寿園）]

平成5年4月1日指定 第4272100421号 定員10名

[認知症対応型共同生活介護（グループホーム桑寿園）]

平成14年2月1日指定 第0272100744号 定員27名

[居宅介護支援事業（居宅介護支援事業所桑寿園）]

平成12年4月1日指定 第0272100074号

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ご利用後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。
(契約書第2条参照)

① 当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）が施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を行います。

② その担当者は施設サービス計画の原案について、ご利用者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

③ 施設サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくはご利用者及びそのご家族等の要請に応じ、変更の必要があるかどうかを確認して、変更の必要のある場合には、ご利用者及びそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④ 施設サービス計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における桑寿園の義務 (契約書第9条参照)

桑寿園は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。またその他申請等ご利用者のご希望により代行援助を行います。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者またはご利用者の求めに応じて閲覧できるようにいたします。
- ⑥ご利用に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただしご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦桑寿園及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって、知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上又はサービス担当者会議等において必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供する事があります。またご利用者の円滑な退所のための援助を行う場合にも、ご利用者に関する情報を提供する事があります。

5. 施設利用の留意事項

桑寿園のご利用にあたって、桑寿園をご利用されているご利用者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、衣類、日用品、テレビ等以外は原則として持ち込むことができません。不明な場合はご相談ください。

(2) 面会

面会時間 9：00～17：00 事前予約

※ 時間外の面会については、必ずその都度職員にお申し出ください。

※ なお、来訪される場合、おもち等のどに詰まりやすい食べ物や生ものの持ち込みもご遠慮ください。

※ 感染症等の理由により、面会にはテレビ会議システムを用いることにより代える場合や、実施を制限する場合があります。

(3) 外出・外泊 (契約書第25条参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月7日間といたします。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合に5.(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・整備の使用上の注意 (契約書第11条、第12条参照)

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただかなければ、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○桑寿園の職員や他のご利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内は全面禁煙です。喫煙はできません。

6. 損害賠償について (契約書第13条参照)

桑寿園において桑寿園の責任によりご利用者に生じた損害については、桑寿園は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められ、かつご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、桑寿園の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 事故発生時の対応

○桑寿園は、ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

○桑寿園は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

8. 身体的拘束等の禁止

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や

むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者 生活相談員 伊藤伸哉
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 衛生管理等

- (1) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底していきます。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画

に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 非常災害対策

- (1) 火災報知器・屋内消火器等消防法に定められた設備を完備しています。
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 年2回、併設施設との総合防災訓練、消火訓練を実施します。

事業所控え

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき
重要事項の説明をいたしました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム桑寿園
園長 成田 房子 印

説明者氏名 生活相談員 伊藤 伸哉 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏 名 印

代理人住所

氏 名 印

利用者控え

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をいたしました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム桑寿園
園長 成田 房子 印

説明者氏名 生活相談員 伊藤 伸哉 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏 名 印

代理人住所

氏 名 印

個人情報利用についての同意書

私（及び私の家族）の個人情報については、下記により必要最小限の範囲で使用及び取得することに同意いたします。

1. 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業所との間で開催されるサービス担当者会議において、私及び家族状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員または介護サービス事業所、県及び各市町村担当窓口、その他各種関係機関等との連絡調整・連携により、心身の健康の保持及び生活の安全のために必要な援助を行う場合
- (3) 入院・通院時の医療機関への情報提供や情報取得が必要な場合

2. 個人情報を利用（提供及び取得）する事業所等の範囲

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所、介護保険外サービス事業所の担当者
- (2) 主治医や医療機関の担当者等（体調を崩しまたはケガ等で診療、入院することになった場合）
- (3) 県及び各市町村担当窓口、その他民生委員などの各種関係機関の担当者等

3. 使用する期間

サービス提供を受けている期間

4. 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし個人情報の提供にあたっては、関係者以外の者に洩れることがないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用及び取得した会議、相手方、個人情報利用の内容等についてはその経過を記録すること。

令和　年　月　日

特別養護老人ホーム 桑寿園 殿

（契約者） 住 所 _____

_____ 氏 名 _____

（代理人） 住 所 _____

_____ 氏 名 _____